

迷惑メールブロックサービス 利用規約

第1条 本規約の目的

1. 本規約は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」という。)が提供する「迷惑メールブロックサービス」(以下「本サービス」という。)の利用について定めるものです。
2. 本サービスの契約者(以下「ユーザ」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条 適用

1. 本規約はユーザと当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。
2. 本サービスについて本規約で定めのない事項は、IP 通信網サービス契約約款が適用されるものとします。
3. 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じてユーザに通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 本規約の変更

1. 当社は本規約をユーザの承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります
2. 本規約の変更は、ユーザに通知された時に効力を生じるものとします。

第4条 契約の単位

1. 当社は、IP 通信網サービス契約約款に規定する第2種契約者に係る1のメールアドレスにつき、1の迷惑メールブロックサービス契約を締結します。

第5条 本サービス

1. 本サービスは、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律および特定商取引に関する法律に定義される迷惑メールに抵触する又は抵触すると思われる電子メールや、一方的に受信者に送付され一般的に受信者に不快感を抱かせる電子メール(以下「迷惑メール」という。)で、当社が採用した迷惑メール判定ソフトウェア(以下「本ソフト」という。)を用い、電子メールが配送された時点で当社が迷惑メールと判断する基準に基づき、配送メールのヘッダ情報に迷惑度を付与、件名に[meiwaku]を付記する事や、ユーザへ迷惑メールの配送を防止する事、を目的としたサービスです。
2. 本サービスは、ocn.ne.jp のドメインを含む OCN メールでご利用が可能です。
3. ユーザはOCNメールアカウントを取得し、当社所定のホームページ等を利用して、本サービスの申込み、利用設定、解除を行うものとします。
4. その他当社所定のホームページに掲示された機能を有します。

第6条 本サービスの申込の不承認と取り消し

1. 利用申込者が以下のいずれかに該当すると判断した場合、当社は利用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 利用申込者が IP 通信網サービス契約約款に規定する第2種契約者ではない場合

- (2) 利用申込者が IP 通信網サービス契約約款に規定する第 2 種契約者であっても、当該約款附則平成 15 年 2 月 21 日経企第 1302 号及び平成 15 年 10 月 15 日経企第 695 号で規定するサービスプランの契約をしている場合
 - (3) 利用申込者が IP 通信網サービス契約約款に規定する第 2 種契約に係る電子メールアドレスを保持していない場合
 - (4) 利用申込書に虚偽の事項を記載し又は記入漏れがある場合、又は、添付書類に不備がある場合
 - (5) 利用申込者が未成年の場合、成年被後見人、被補佐人の場合(未成年者が当社所定の様式により親権者等法定代理人の同意を得た場合、また、成年被後見人、被補佐人が当社所定の様式により法人代理人又は補佐人の同意を得た場合を除きます)
 - (6) 利用申込者が、過去に第 8 条(利用停止および利用解除)の処分を受けたことがある場合
 - (7) 利用申込者が、IP 通信網サービス契約約款に規定する料金又は工事に関する費用の支払等当社に対する債務の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがある場合
 - (8) その他、当社が不適切と判断する相当の理由がある場合
2. 当社は、利用申込を承認した後であっても、承認したユーザが前項のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、当該承認を取り消すことができるものとします。

第 7 条 利用中止および中断

1. 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止および中断(一時的に利用できないようにすることをいいます。以下、同じとします。)することがあります。
 - (1) 当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - (2) ユーザに係る電気通信サービスが利用できない状態にあるとき
 - (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき
 - (4) 当社が設置する電気通信設備又は本ソフトの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき
 - (5) 本ソフトを提供する者が事業を休止したとき
 - (6) 当社に付与された本ソフトに係るライセンスが終了又は失効したとき
 - (7) 当社が第三者から本ソフトが第三者の知的財産権を侵害している旨の警告を受けたとき
 - (8) 本ソフトに起因する障害等により、本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して利用することが著しく困難であるとき
 - (9) その他当社が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断したとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 8 条 利用停止および利用解除

1. 当社は、利用者が次のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの利用を停止および解除する事があります。
 - (1) 当社に対する債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき
 - (2) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき
 - (3) 前 2 号のほか、この規約に反する行為であって、本サービス又は IP 通信網サービスに関する当社の業

務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき

(4)当社に損害を与えたとき

(5)その他、利用者として不適当なとき

2. 当社は、前項の規定により本サービスを停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第9条 本サービスの終了

1. 当社は、ユーザに対し3ヶ月以上前に通知し、本サービスを終了できるものとします。この場合、当社は、ユーザその他のいかなる者に対しても、いかなる責任も負わないものとします。

第10条 ユーザに対する通知

1. ユーザに対する通知は、当社の判断により、以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。
 - (1) 本サービスを掲載した当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、全てのユーザに対し通知が完了したものとみなします
 - (2) ユーザが利用申込の際又はその後に当社に届け出たユーザの電子メール宛てに電子メールを送信し、あるいはFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、ユーザの電子メール又はFAXへの当社が送信した時をもって、ユーザに対する通知が完了したものとみなします
 - (3) ユーザが利用申込の際又はその後に当社に届け出たユーザの住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物をユーザの住所に発送した時をもって、ユーザに対する通知が完了したものとみなします
 - (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなします
2. 本規約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合、前項(1)乃至(4)手続により書面に代えることができるものとします。

第11条 個人情報の取り扱い

1. 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。
2. 当社は、当社が保有している個人情報について、ユーザから請求があったときは、原則として開示をします。
3. ユーザは、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。
4. 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じてユーザに通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

第12条 料金

1. 当社が提供する本サービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定する利用料金とします。

第13条 利用料金の支払い義務等

1. ユーザは、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表に規定する利用料金の支払いを要します。
2. 前項の期間において、本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。
 - (1)利用停止があったときは、ユーザは、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (2)前号の規定によるほか、ユーザは、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 ユーザの責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合(2欄又は3欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、72時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する月額料金の日割額(この場合1ヶ月を30日とみなします。)の合計額
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスに関する料金
3 本サービスの利用中断をしたとき	利用中断をした日から起算し、再び利用できる状態にした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての料金

3. 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
4. 当社は、必要に応じて、ユーザの承諾を得ることなく利用料金を変更することができるものとします。かかる変更はユーザに通知された時に効力を生じるものとします。
5. 当社が適宜ユーザに提供する新しい利用料金については、当社よりユーザに通知するものとします。

第14条 免責事項

1. 本サービスは、ユーザの目的に適合すること、期待通りの機能を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと、電子メール又はユーザ端末設備及びその中にインストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないこと、その他完全な機能を果たすることを保証するものではありません。
2. 当社は、ユーザが本サービスの利用によりユーザや第三者(他の利用者を含みます。)に対し損害を与えた場合、ユーザは、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
3. IP通信網サービスの不具合等に起因する当社の責任については、IP通信網サービス契約約款を適用します。その場合、当社は、IP通信網サービス契約約款に規定する責任以外はいかなる責任も負わないものとします。

4. 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、前3項の規定は適用しません。

第15条 利用に係るユーザの義務

1. ユーザは、次のことを守っていただきます。
 - (1)当社又は第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと
 - (2)本サービスを違法な目的で利用しないこと
 - (3)本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと
 - (4)第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
 - (5)意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
 - (6)当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと
 - (7)本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
 - (8)本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと
 - (9)法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社もしくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
 - (10)その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと
2. ユーザは、前項の規定に違反して当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第16条 紛争の解決

1. この規約の条項又はこの規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意を持って協議し、できる限り円満に解決するものとします。
2. この規約に関する準拠法は、日本国法とします。
3. この規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

料金表

通則

1. 料金の計算方法等
 - (1)当社は、ユーザがその契約に基づき支払う利用料金は料金月(1の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。
 - (2)当社は、次の場合が生じたときは、利用料金を利用日数に応じて日割りします。

料金月の初日以外の日の本サービスの提供の開始又は契約の解除があったとき。

料金月の初日に本サービスの提供の開始を行い、その日にその契約の解除があったとき。
 - (3)利用料金の日割りは料金月の日数により行います。この場合、第13条第2項の1欄に規定する料金の算出にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
 - (4)当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、(1)に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

2. 利用料金の支払い

(1)ユーザは、利用料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

(2)利用料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

3. 端数処理

当社は、利用料金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

4. 利用料金の一括後払い

(1)当社は、当社に特別の事情がある場合は、1の規定にかかわらず、ユーザの承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(2)当社は、ユーザの1月の支払額(約款の対象とする旨当社が別に定める料金を含みます。)が1,000円未満である場合は、2月の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。ただし、あらかじめユーザから、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申し出があったときは、この限りではありません。

5. 消費税相当額の加算

この約款の規定により料金表に定める利用料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。なお、この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。

6. 延滞利息等

ユーザは、請求代金に関して支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

利用料金

1. 適用

迷惑メールブロックサービスの利用料金については、メールアドレスごとに適用します。

2. 料金額

区 分	単 位	利用料金
迷惑メールブロックサービス	メールアドレスごとに月額	200円(税込210円)
備考		
1. 当社は、ユーザが料金月の初日に当社の別に定める「ウイルス検知・駆除サービス利用規約」に規定するウイルス検知・駆除契約と本サービスに係る契約の2契約を締結している場合であって、その2つの契約が1料金月継続して締結されている場合に限り、当該料金月において料金額に規定する金額から1単位ごとに50円を減額して適用します。(以下この欄において「割引」といいます。)		
2. 当社は、次のいずれかに該当する場合は、「割引」を適用しません。		

- | |
|---|
| <p>(1) ユーザが、ウイルス検知・駆除契約と、本サービスの契約との、いずれか又はすべてを解約したとき。</p> <p>(2) ユーザが、当社が別に定めるエンジョイパック、及び、WIDE プランの契約を締結している場合。</p> |
|---|

附則（平成 18 年 7 月 21 日 コ OM600316）

[実施日]

1. この規約は、平成 18 年 7 月 24 日から実施します。

[経過措置]

1. 料金表 利用料金 2(料金額)に規定する料金額にかかわらず、平成 18 年 8 月 31 日までは適用しません。

附則（平成 18 年 8 月 28 日 NO S600046）

[実施日]

1. この規約は、平成 18 年 9 月 1 日から実施します。

[経過措置]

1. 料金表 利用料金 2(料金額)に規定する料金額にかかわらず、平成 18 年 9 月 30 日までは適用しません。